

秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画 第5回策定委員会
議事要旨

1 開催日時

令和7年3月10日（月） 14:00～15:30

2 開催場所

秋田県庁7階 73会議室

3 議事 ※○委員 ●事務局

- (1) 秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（案）について
- (2) 意見交換・情報提供など

ア.「困難な問題を抱える女性」の捉え方や男性DV被害者との区別、困難女性支援法策定趣旨の記載等について

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたのは、女性特有のバックグラウンドやジェンダー、社会環境等があり、問題の解決がより困難になっているという経緯によるものだと思う。

今回、DV計画も改定時期が重なるということもあり、一体的な策定となったが、男性DV被害者を計画の対象として含めることについては、含め方によっては本筋がずれてしまうと感じる。

行政として、男性のDV被害者に対しても配慮をしないといけないという難しい面はあると思うが、「困難な問題を抱える女性」という法律上のフレーズに男性を付加するような記載のしかたについては疑問がある。

●今回、出発点として、今お話があったとおり、困難女性支援計画とDV計画を一体で策定することとしているが、これについては、国の方でも、親和性の高い2つの基本計画はセットで策定してよいという趣旨の通知もあり、他県の例も踏まえつつ、一体での策定としたところである。

ただ、これもお話があったとおり、今回新法が施行され、売春防止法からの考え方の転換等の重要な事項も入っている中、その趣旨が薄れるということのないよう、記載のしかたは修正したいと思う。

○最初の軸足がしっかりしていないと、困難女性支援法の趣旨がどこかに行ってしまうということがあると思う。

なぜわざわざ女性に着目してこういった新法ができたかというところが。

○新法の策定趣旨について、福祉の増進等の部分については言葉として入れてもらったところだが、よりその趣旨を前面に押し出していきたい。

例えば趣旨の項も現在DVの方が先に記載されているが、順番としては逆にすべきではないかを感じる。

○売春防止法からの転換等はかなり大きなポイント。暴力に限定されない複雑な問題によって、生活困難であったり、非正規雇用であったり、風俗業で働かざるを得なかった

り、時にネグレクト等の児童虐待につながったり、等々の様々な事態が生じうるものであり、そういった問題についての支援がこの新法の理念には盛り込まれているものと思うが、その部分が伝わりにくい記載になっているのではないかと自分も感じている。

○過度に二極化して考えるのは良くないと思うので、DV被害者について、性別を問わないという記載のしかたは良いと思う。数が多いかはデータとして分析しないと有意な差があるかなど分からないことだが、実際に女性から男性への暴力もあるほか、同性カップルでの暴力もあるので、そういった面でも性別にとらわれない記載にするのは適していると思う。

○性的マイノリティの性自認等の問題もあるので、DV対策も含めた計画にするのであれば、DV部分については性別を限定しない記載にするのが良いと感じている。

○男性の対象者としてDV被害者以外も含むように誤解されかねない記載は避ける必要があると思う。

また、DV被害については女性の被害とは背景や課題が異なる面もあると感じる。例えば、暴力を受けたといっても信じてもらえないとか、話半分に聞かれてしまうとか、相談してもうまく丸め込まれてしまうとか、そういった、いわゆる逆ジェンダーだと思うが、男性がDVを受けるというイメージが持たれにくいことに起因するものなど。そういった意味では男性の被害者は非常に孤独だとも思う。

また、先程お話のあった性的マイノリティについても配慮の必要があるが、新法策定の経緯を踏まえると、整理としては、まず対象は戸籍上の女性ということになる。

そういったところに配慮・着目して、男性や性的マイノリティに対しても無視はしていないという形で計画を記載・運用していく必要もあるのではないかと。

○2つの法律に基づく基本計画を1つのものとして策定しようとしたという点で、やはりちょっと整合性のとり切れない部分はあったのではないかとと思う。

基本はあくまで、新法の趣旨である、女性には色々不都合な点があり、そこへ支援するというところ。一方でDVは、印象としては女性の被害者が多いが、男性の被害も確かにある。

類似したテーマの法律でも、掘り下げていくと少しズレるところもあるので、そこをどう定義するかということを工夫してもらうことになるのではないかと。

●DV防止法でも、前文にて、被害者は多くの場合女性であることや、女性への暴力が男女平等の妨げになっていることなど、女性福祉を主眼にしていると言うと語弊があるかもしれないが、そういった観念もあることから、国でも一体的な策定を可能とし、他の一定の都道府県もそうしているところであろうと考えている。

しかし、実際には今お話のあったとおり、男性のDV被害とその対策の必要性も確かにあることから、記載のしかたには難しさを感じている。

●困難女性とDVとで別々の策定にできればそれぞれより明確な記載ができるという面はあると思うが、先程お伝えしたことや、現場の状況としても、子ども・女性・障害者相談センター含め配偶者暴力支援センターが女性相談全般を担っているという状況等も踏まえ、一体的な策定としている。

計画の趣旨や性格といったところについて、新法の趣旨がしっかりと伝わるような記

載となるよう工夫をしながら表現を変えていきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

イ. その他計画の内容、計画実施等について

○公共職業安定所は、一般には愛称である「ハローワーク」と呼ばれることが多いので、計画内の記載においても、愛称を追加してもらいたい。

●対応したいと思う。

○計画を実施するにあたっては、当然ながら、実効性を確保してもらいたい。

まず、女性が、受けられる支援があると知ることができるようになるということと、それによって助けを求めてきた女性に適切な支援が届き、状況が改善されること。

それから、この委員会にも官民の支援機関が集まっているが、各機関でできることとできないことをそれぞれで分けあって、適切に連携が図られること。

そして、進捗状況の確認がなされるということだが、ここではPDCAサイクルを回して、これはできたとか、これはもっと力を入れるとか、そういったことを確認しながら計画を進めていく。

こういったことを実行してもらえればと思う。

●次年度においても、支援調整会議という形で計画の検証を行う予定。その中でも、お話にあったPDCAサイクルや、必要に応じてアンケート等も行いながらより良い施策とすべく反映させていきたいと思うので、引き続きサポート等よろしくお願いします。

○以前の委員意見にもあったが、自費で活動している団体もあり、その場合経済面というのがやはり大事なところで、なかなか悩みどころでもある。そういったところに支援の手があると嬉しいと思っている。

そういった面で、連携する民間団体の数値目標としても反映してもらえればと思うのだが。

●現在も、様々な形で民間団体との連携が全くないというわけではないと思うが、数値目標として想定する内容としては、何らかの形で継続した官民一体の取組を実施することを考えている。

そういった連携は現時点ではない状況だと捉えているので、まずは、モデルケース的な面もあるが、何らかの団体と可能な限り早期に連携を図りたいという趣旨で数値目標を置いている。

今後計画の進行状況を確認していく中で数値を見直すという可能性もあり、どういう形で連携できるかについても、適宜意見交換等させてもらえればと思っている。

○新しい団体を増やすというのは非常に大変なことだと感じている。そのため、例えばある事例を支援する団体にプラスアルファがつくなど、相談事例に沿って支援をしていくというような方法もあるのではないかと思います。

いろいろ検討してもらえれば。

ウ. 各種情報提供等について

○現在シェルター運営やサブリース型の物件といった居住支援を行っているが、昨年から社会的支援の必要な若者、特に女性の支援に乗り出している。

民間ならではのフットワークの軽さで、他の団体の協力も仰ぎながら事業拡大している。

○ハローワークでも生活保護受給者や受刑者等の課題を抱えた方への就労支援を行っているが、今回、策定委員会に参加して、支援の充実を図るには関係機関との連携が必要と感じている。今後も情報共有等よりしくお願いしたい。

○シングルマザーの居場所づくり等行っているが、やはり培ってきた信頼関係の中から様々な困難や課題等を聞くことができ、そういった場の大切さを感じている。今後も継続できればと考えているので、引き続き協力いただければありがたい。

○母子生活支援施設には空きもあるが、困難女性が少ないわけではなく、市町村を回っていると事例をよく聞く。市町村としては、生活保護でアパート等に入居したほうが負担が少ないだろうと考えているようだが、離婚手続きや障害等の理由もあり、自立して生活するのが難しい方も多いため、そういった面にも目を向けて、認識してもらえればと思う。

また、アンケートは非常に参考になるものであり、実施に感謝する。

○相談を受けている立場としては、男性による相談も一定数あることを感じている。相談したいのだけれどできないという人もいそうなので、相談窓口が増えればと感じている。

また、今回こういった策定委員会というものに初めて参加したが、情報共有の重要性を強く感じている。アンケートを実施されていたが、こういった現場の声を踏まえて連携のあり方を考えると、より良い支援ができるのではないかなと思う。

○警察では様々な相談を受けるが、対応できるものとできないものがあるため、関係機関との連携の必要性を強く感じている。

また、ストーカーやDVについては、事件化ももちろんだが、保護対策も重要な警察の業務であり、警察が扱っている案件の中には、シェルターなどこの場にいる関係機関を通じてのものも多いのではないかと感じている。今後も協力をお願いしたい。

○相談は毎日のように寄せられており、それでも警察に来るのは一部なのだと思うが、警察にできない部分というのやはりあるので、そういった部分で今後も連携できればと思っている。

エ. 委員長への一任、今後の計画実施等について

○今回が最後の対面での委員会ということで、今後の計画の修正については、事務局と調整の上委員長への一任という形でよい。

○（異議なし）

●各委員ご多忙の中、約1年の長期間にわたり、各立場から多数貴重な意見をいただき、ご協力に感謝する。

また、これまで民間団体と関わる機会は少なかったところ、この委員会を契機にして、さらに連携を深めていければと思っている。

そして、この計画は作って終わりではなく、結果を見て改善しながら目標達成に取り組んでいくことが大切だと考えているので、引き続きお力添えをよりお願いする。